

4 個別保健指導

1 予定数量

項目	数量
保健指導巡回回数（回）	5

【注意事項】

- ① 保健指導巡回回数1回とは、保健師1名を半日（3時間）派遣したときとする。
- ② 上記数量については、変動する。

2 実施内容

(1) 保健指導実施日程

巡回による保健指導：平成27年10月中旬～同年10月下旬ごろ

時期	実施内容
9月下旬	①本機構が指定する深夜業務等従事職員健康診断の受診者から、本機構が指示する保健指導の対象者を抽出し、リストを本機構に提出 対象者の基準については、別途指示する。 ②保健指導実施可能な日程枠の提示
10月上旬 ～10月中旬	③保健指導対象者のいる所属の各担当者と健診機関とで日程調整の実施
10月中旬 ～10月下旬	④巡回による保健指導の実施 巡回回数：5回程度（半日の巡回を1回とする） 巡回場所：「1 深夜業務等従事職員健康診断」別表第1の巡回場所のうち、本市が指定する場所及び本機構が指定する京都市内の健診機関が有する施設 ※巡回回数や巡回場所、実施時間については、変更することがある。

※上記日程は、変更する場合がある。

なお、上記日程以外で保健指導の実施を指示することがある。

(2) 巡回による保健指導実施場所

「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第1の巡回場所のうち別途本市が指定する場所

ただし、健康診断の巡回箇所以外を巡回場所として指定する場合がある。

(3) 保健指導対象者

本機構が実施する定期健康診断及びそれに伴う精密検査、再検査の結果から、産

業医が必要と判断した職員及びその他産業医の指示等により、総務課長が必要と認めた職員。

(4) 保健指導実施内容

労働安全衛生法に基づく保健指導を、個人面談により実施する。(1人20分程度)
(保健師による運動指導, 栄養指導, 生活指導及び相談等)

(5) 保健指導結果

保健指導終了後、本機構あてに保健指導結果について、仕様(「1 深夜業務等従事職員健康診断」仕様書中の別表第4)のとおり電子データを作成し、本機構に納品すること。

また、「結果情報レコードレイアウト」は別表のとおりとする。

(6) 委託料

本機構が結果報告の内容を検査し、委託事項の完了を確認後、健診機関からの請求があったときは、結果報告の報告件数と請求書の請求件数とに齟齬がなく、適正であると認めたときは、30日以内にこれを支払うものとする。

(7) 共通仕様書

「電子計算機による事務処理等(入力等)の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

(8) その他条件

ア 保健指導対象者には、厚生会が実施する厚生会ミニドック健診を受診した者のうち、本機構が必要と認めた職員も含む。詳細については別途本機構と協議を行う。

イ その他不明な点等については、本機構の指示に従うこと。

○結果情報レコードレイアウト(個別保健指導)

No	項目名称	データ型	バイト数	備考
1	指導年月日	文字	8	YYYYMMDD ※欠席の場合は、“欠席”と文字入力
2	会場	文字	74	
3	担当	文字	74	
4	個人番号	数字	10	
5	氏名	文字	80	
6	フリガナ	文字	80	
7	所属	文字	80	
8	性別	コード	1	1:男、2:女
9	生年月日	日付	8	YYYYMMDD
10	年齢	数字	3	
11	精密検査項目／結果	文字	150	※複数項目入力可 ※検査の結果は項目のあとに括弧書きで入力 例) 中性脂肪[150mg/dl]／HbA1c[6.8%]
12	精検受診有無	文字	74	
13	指導内容	文字	500	